

通所介護サービス重要事項説明書

事業の目的及び運営の方針

1 サービスの内容

- (1) 「通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）」は、事業者が管理運営する特定の事業所に通って、当該事業所において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- (2) 事業者は、次の事業所及び日程によりサービスを提供します。

名称 王慈園デイサービスセンター

所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号

電話 086-473-9000

営業日 年中無休とする。

営業時間 午前8:30から午後5:00までとする。

サービス提供時間 午前9:00から午後4:10とする。

利用定員 定員45名（日曜日は10名）

通常の事業の実施地域 倉敷市全域

- (3) サービス提供にあたっては、「個別サービス計画書」に沿って計画的に提供します。

2 サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「個別サービス計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「通所介護記録書」その他の記録を作成して、利用者に説明（するとともに、居宅介護支援事業者に提出）します。
- (2) 事業者は、前記「個別サービス計画書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3 職員体制

職員は次のとおりです。

管理者	1名	（常勤兼務）
生活相談員	2名	（常勤兼務2）
介護職員	9名	（常勤専従5 非常勤専従4）
看護職員	2名	（常勤兼務2）
機能訓練指導員	3名	（常勤専従1 常勤兼務2）
歯科衛生士	1名	（常勤専従1）

※その他、必要に応じ職員を増員可能な体制となっています。

4 利用者負担金

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

◇通所介護（利用者実費負担料金）

『1割負担の場合』（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額）

	介護度	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
基本料金	要介護1	370円	388円	570円	584円	658円
	要介護2	423円	444円	673円	689円	777円
	要介護3	479円	502円	777円	796円	900円
	要介護4	533円	560円	880円	900円	1,023円
	要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円
	入浴介助加算（Ⅰ）	40円／日				
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円／日				
	中重度者ケア体制加算	45円／日				
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円／回（月2回を限度）				
	科学的介護推進体制加算	40円／月				
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金）×9.2%				

※その他、認知症加算（60円／日）、若年性認知症利用者受入加算（60円／日）

が適用となる場合があります。

※事業所が何らかの理由で利用者に対して送迎を行なわなかった場合、

負担額にて47円を減算します。（送迎減算）

この減算は片道を1回と算定し、送迎を行なわなかった毎に発生します。

◇介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

（利用者実費負担料金）

基本料金	介護度	1ヶ月分利用料
	要支援1	1,798円
	要支援2	3,621円
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160円
科学的介護推進体制加算		40円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1…88円	
	要支援2…176円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		（基本料金＋加算料金）×9.2%

※事業所が何らかの理由で利用者に対して送迎を行なわなかった場合、

負担額にて47円を減算します。（送迎減算）

この減算は片道を1回と算定し、送迎を行なわなかった毎に発生します。

（2）通所介護費は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

（3）介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）

（4）その他費用の額

①食費として1食あたり700円

②サービス提供時間延長として、1時間あたり1,500円

③おむつ代として 自費 紙パンツ1枚あたり M90円 L100円 LL110円
尿パット1枚あたり 20円

④自費利用として超過回数1回につき4,000円

要支援1の方は1ヶ月につき5回を超える分、要支援2の方は9回を超える分より自費扱いとなります。

（5）利用者負担金は、下記のうちより選択してお支払いをお願いします。

①指定口座からの引き落とし（利用可能な金融期間：中国銀行またはゆうちょ銀行）

②毎回現金にてお支払い

③指定口座への振り込み

中国銀行 児島支店 普通預金 口座番号1666540

社会福祉法人 王慈福社会 理事長 胡谷 俊樹

※いずれの場合も請求明細書、領収書を発行いたします。

5 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：086-473-9000

または 086-473-9002

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。なお当日のキャンセルにつきましては午前8時までに連絡お願い致します。

- (2) サービス利用の前日、午前10時以降のキャンセルにつきましては、食事代全額を請求させていただきますこととなります。

ただし、入院や当日の体調不良、警報発令に伴う事業所休業などの場合については請求いたしません。

6 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	086-473-9000
	FAX番号	086-473-9090
	管理者（責任者）	山本 祐輔
	対応時間	8:30-17:00（無休）

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640番地
	電話番号	086-426-3343
	FAX番号	086-421-4417
	対応時間	8:30-17:15（土・日祝祭日、年末年始を除く）
岡山県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	FAX番号	086-223-9109
	対応時間	8:30-17:00（月～金曜日、土日祝日を除く）

- 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 受付者が、苦情処理ノートに記載する。
- ② 苦情についてサービス事業者管理者宛に事実確認をし、事実の場合の改善方法の報告を求める。
- ③ 結果報告後、本会内または必要に応じサービス担当者会議等の場で、改善方法の協議を行い、利用者宛に改善内容を説明し、今後の利用の可否を確認する。
- ④ 利用者宛にサービスが改善したかどうかの確認を行い、改善されない場合は再度サービス事業者宛報告を行うとともに、行政宛報告する。
- ⑤ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償について検討し、必要に応じ弁護士等の窓口を紹介する。
- ⑥ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。
- ⑦ すべての経過・処理内容を苦情処理ノートに記載する。

7 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 王慈福祉会
代表者名	理事長 胡谷 俊樹
法人所在地・電話	岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号 086-473-9000
業務の概要	【特別養護老人ホーム】王慈園 【短期入所生活介護】王慈園ショートステイセンター 【訪問介護】王慈園ホームヘルパーステーション 【通所介護】王慈園デイサービスセンター 【居宅介護支援事業】王慈総合ケアセンター 【特定施設入居者生活介護】ケアハウス ロイヤルウイング 【認知症対応型共同生活介護】グループホーム 蔵の家 倉敷市琴浦高齢者支援センター（倉敷市委託事業） 【障がい者支援施設】王慈療護園 【障がい福祉サービス】エンゼル 【障がい児通所支援】エンゼルくらぶ 琴浦中保育園 【小規模多機能型居宅介護】十王堂おうじ 【地域密着型特別養護老人ホーム】ベネヴィータ王慈 【短期入所生活介護】ベネヴィータ王慈ショートステイセンター 相談支援センターおうじ 【障がい児通所支援】エンゼルきつず 岡山県指定訪問介護員養成研修事業 岡山県指定難病患者等ホームヘルパー2級養成研修事業 移送サービス このほか、協力病院として 医療法人 王慈会 おうじクリニック があります

8 法人のサービス方針

「こころゆたかに すこやかに」

生まれてきたからには、誰もが幸せに満ちた人生を生きてほしい。

力強く重ねてきたその年輪を、大きな尊厳と誇りで満たしてほしい。

そのためのお手伝いをしていきます。

1日の終わりに、また明日が待ち遠しくなるようなそんな暮らしを支援していきたいと考えています。

9 事故等の対応

利用者に対するサービスの提供により万一事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、処置について記録します。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償につき必要な措置を講じます。但し、利用者の故意または過失に起因して発生した事故については保険会社と協議するとともに、設備の破損等についてはご負担いただく場合があります。

10 緊急時の対応

通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

11 身体拘束の廃止

利用者に対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

※ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。その際には利用者及びご家族へ説明・同意を得るものとし、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努めます。

12 その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約にあたり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

(事業者) 社会福祉法人 王慈福祉会

(事業所) 所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号

事業所 王慈園デイサービスセンター

説明者 山本 祐輔 印

契約書第10条にかかわる情報提供については同意しますとともに、サービス契約にあたり上記のとおり説明を受け、サービス提供の開始に同意します。

(利用者) 住所
 氏名

(立会人または代理人、ご家族)

住所
 氏名

(続柄:)